



令和4年度（経過措置）

「特定不妊治療費助成事業～不妊に悩む方への特定治療支援事業～」

の利用の手引き（申請案内）



○特定不妊治療費助成事業（不妊に悩む方への特定治療支援事業）とは

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された夫婦（事実婚も対象）に対して、指定医療機関で特定不妊治療に要した費用の一部を助成する制度です。

令和4年度経過措置は、治療の保険適用化に伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始する方の助成が廃止されることで、治療計画に支障が生じないように年度をまたぐ1回の治療について実施するものです。

1. 助成対象者（次の要件のすべてを満たす方に1回限り助成します。）

①	治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
②	体外受精または顕微授精（以下「特定不妊治療」という）以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること。
③	都道府県、政令・中核市が指定する医療機関において、特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること（妊娠判定日、もしくは医師の判断による治療中断日が終了日）。
④	次にあげる治療法でないこと。 (ア) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為 (イ) 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの） (ウ) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
⑤	治療期間の初日から申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚が確認できる夫婦であり、申請日に八尾市内に住所を有すること。
⑥	1子ごとに規定回数以上、他の都道府県、政令・中核市において特定不妊治療費の助成（国の制度に基づくもの）を受けていないこと。→2（2）を参照
⑦	令和4年3月31日までに治療を開始していること。

2. 助成内容

(1) 助成額

助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用とします。

助成金は1回30万円(ただし、治療ステージ※C及びFの治療の場合は10万円)を限度とします。

「男性不妊治療」を行った場合、更に30万円を限度とする加算があります。

※治療ステージ：(別紙)「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」を参照。

(2) 助成回数

過去に助成制度を利用して特定不妊治療を受け、出産が確認できた場合(自然妊娠や自費による不妊治療による出産も対象)は、これまでに受けた助成回数を、リセットすることができます(妊娠12週以降に死産に至った場合も対象)※。

※(別紙)「回数リセットについて」を参照

助成回数は治療開始日時点の妻の年齢により下記①②のとおりです。

	回数リセット後の初回治療開始日の年齢(※1)	助成回数(※2)(※3)
①	40歳未満	6回(年間制限なし)
②	40歳以上43歳未満	3回(年間制限なし)

(※1) 治療開始日：採取準備のための投薬開始日、もしくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日となります。なお、自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日が治療開始日となります。

(※2) 出生に至らなかった場合は、昨年度までに助成を受けた回数も助成回数に含まれます。

(※3) 男性不妊治療については、特定不妊治療のうち主治医の治療方針に基づき男性不妊治療を行った場合を対象とします。その助成回数は上記①もしくは②の回数に含まれます。

3. 指定医療機関

都道府県、政令・中核市の指定を受けていれば、八尾市特定不妊治療費助成事業実施指定医療機関とみなします。指定医療機関かどうか不明な場合は事前にお問い合わせください。

4. 申請方法

(1) 申請窓口：八尾市保健所 保健予防課

来所していただくことを原則としています。郵送される場合は、必要書類をすべて同封のうえ、日中連絡のつく電話番号(携帯電話番号等)を申請書に必ず記入し、八尾市保健所(保健予防課)あてに提出してください。

(2) 必要書類（申請書等は、八尾市ホームページからダウンロード、または窓口でお渡ししております。）

①	八尾市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 ◇裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入してください。
②	八尾市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 ◇治療が終了してから、受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。証明書作成時、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
③	治療期間の初日から申請日までの間婚姻していることを証明する書類 婚姻日が記載された戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）が必要です。 ◇ただし、過去に八尾市から助成を受けたことがある夫婦の戸籍謄本は省略できます※。 ※八尾市からの助成・・・平成30年4月（平成30年度）以降に八尾市で受けたもの。 ☆事実婚の場合 ⇒ 両人の戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）が、申請ごとに必要です（省略できません）。
④	特定不妊治療に要した費用の領収書 申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本） ◇医療費控除の関係で原本が必要な方は、原本照合のうえ、返却します。 ◇郵送で申請される場合も、領収書の原本を同封してください。領収書の返送を希望される方は、返信用封筒に必要な金額の切手を貼り、同封してください。
⑤	振込口座を確認できるもの 通帳またはキャッシュカードのコピーで、口座名義人と口座番号が確認できるもの。

◇夫婦のうち、どちらかが八尾市外に住所を有する場合は、その方の住民票の写し（発行日から6か月以内のもの）が必要です。

◇事実婚の場合は「事実婚関係に関する申立書」も必要です。

◇死産により助成回数がリセットする場合は、死産届等の写しが必要でです。

(3) 助成金の支給等

申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知書を送付し、申請書記載の口座に振り込みます（申請日からおおむね3か月後）。

また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知書を送付します。

(4) 申請期限

令和4年12月28日まで

◇令和3年4月1日から令和4年3月31日までに治療が終了している方は、令和4年6月30日までです。

5. よくあるご質問

■ 途中で治療を中断した場合も助成が受けられますか？

行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった、受精しなかった、胚分割が停止した、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった、母体保護のため、などで医師の判断による中断の場合は助成金交付の対象としますが、採卵を行う前に中止となった場合は対象外となります。

■ 夫もしくは妻が別のところに住んでいますか？助成は受けられますか？

夫婦のうちどちらかが、八尾市内に住所を有するのであれば、同居である必要はありません。八尾市に住所を有する方が申請することになります（事実婚も含む）。

■ 自然妊娠により出産した場合も助成回数リセットの対象になりますか？

過去に、助成回数の上限に達した夫婦について、その後に助成制度を利用せず、自然妊娠や自費による不妊治療により出産した場合も、助成回数リセットの対象になります。

■ 助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

申請書類に不備がなければ、3か月程度で支給できる見込みです。

■ 男性不妊治療について教えてください。

特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合、上限30万円まで助成します。本医療費について単独での助成申請はできません。特定不妊治療費助成の申請と同時に申請することが必要です。ただし、主治医の治療方針に基づき採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療を終了した場合に限り、男性不妊治療単独で助成の対象とします。その場合も、特定不妊治療費助成の回数の1回として数えます。

おおさか不妊専門相談センター《ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）》

「不妊・不育について知りたい」「治療について聞きたい」「子どものいない生活や家族とのあつれきなど相談したい」など・・・あなたの人生をトータルにとらえて、専門の相談員（助産師・産婦人科医師）が相談をお受けしています。また、男性からの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

【電話相談専門ダイヤル】06-6910-8655 【面接相談予約・問合せ電話】06-6910-1310

【HP アドレス】<https://www.funin-osaka.jp>

＜申請先・問い合わせ先＞ 八尾市保健所 保健予防課

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目2-5

☎ 072-994-6644



R4.4